

原規規発第 1912271 号
令和 2 年 1 月 6 日

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

美浜発電所第 3 号機の一部使用承認について

2019年11月29日付け関原発第380号をもって申請がありました上記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書(2019年11月29日付け関原発第380号)の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：2020年 1月10日

至：平成28年10月26日付け原規規発第1610261号、平成29年6月27日付け原規規発第1706272号、平成30年6月20日付け原規規発第1806202号、平成30年6月27日付け原規規発第18062710号、平成30年11月26日付け原規規発第1811265号、平成31年2月6日付け原規規発第1902067号、平成31年4月26日付け原規規発第19042613号、令和元年6月21日付け原規規発第1906219号、令和元年7月19日付け原規規発第1907197号及び令和元年8月26

日付け原規規発第 1908261 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項に定められる使用前検査の合格日

3 . 使用の方法

美浜発電所第 3 号機の炉内構造物取替工事に伴い発生する旧炉内構造物及び旧炉内構造物関連設備他廃棄物を保管するため、3 号機設備のうち第 1 号機及び第 2 号機と共用している B 蒸気発生器保管庫（1・2・3 号機共用）を使用する必要があり、一部工事が完了した B 蒸気発生器保管庫（1・2・3 号機共用）を平成 2 8 年 1 0 月 2 6 日付け原規規発第 1610261 号、平成 2 9 年 6 月 2 7 日付け原規規発第 1706272 号、平成 3 0 年 6 月 2 0 日付け原規規発第 1806202 号、平成 3 0 年 6 月 2 7 日付け原規規発第 18062710 号、平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日付け原規規発第 1811265 号、平成 3 1 年 2 月 6 日付け原規規発第 1902067 号、平成 3 1 年 4 月 2 6 日付け原規規発第 19042613 号、令和元年 6 月 2 1 日付け原規規発第 1906219 号、令和元年 7 月 1 9 日付け原規規発第 1907197 号及び令和元年 8 月 2 6 日付け原規規発第 1908261 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。